

利 用 約 款

【介護老人保健施設】

介護老人保健施設三滝ひまわり

介護老人保健施設三滝ひまわり入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設三滝ひまわり（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てるものとします。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負うものとします。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定等において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者、身元引受人及び連帯保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、利用料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動等があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、毎月10日前後に、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、利用者及び身元引受人者が指定する送付先に対し、送付若しくは手渡しをして、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。また、利用者及び身元引受人が当該合計額をその月の末日までに支払うことが出来ない場合は、連帯保証人がその月の末日までに支払うものとする。なお、支払いの方法は、口座振替とする。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の施設長又は医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設長又は医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員、介護支援専門員に申し出ることができます。又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。また、苦情等について会議で検討し、苦情処理困難な場合は国保連、保険者等と連携を図り、決定した今後の方針について利用者及び身元引受人へのフィードバックの充実を図ります。

(賠償責任)

第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責の帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(事故発生時の対応)

第13条 入所利用中に利用者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、必要に応じ病院等で治療、家族等への事故内容状況の報告、必要に応じ警察への連絡、保険者及び広島市へ連絡します。

(高齢者虐待防止)

第14条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講じます。
- ② 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図ります。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上を図ります。
- ③ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行います。
- ④ 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告します。
- ⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援を実施する。
- ⑥ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行います。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護保健施設サービスについて

◇介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師、看護職員が、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

介 護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：個室、2人室、4人室

＊個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。

食 事：朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

＊食費は1日分をいただきます。

＊外出等により食事時間変更希望は担当者に相談してください。

入 浴：週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：月3回、理美容サービスを実施します。

＊理美容サービスは別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科診療所に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急連絡表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども、支援相談員、介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

介護老人保健施設三滝ひまわりのご案内
(重要事項説明書)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名：介護老人保健施設三滝ひまわり

開設年月日：平成14年11月1日

所在地：広島市西区三滝本町二丁目13番34-2号

電話番号：082-230-8777 FAX番号：082-230-8327

管理者名：施設長 仙波 眞弓

介護保険指定番号：介護老人保健施設（3450280130）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設三滝ひまわりの運営方針〕

入所者のニーズに応じて、リハビリテーション、看護及び介護が併設診療所と一体化となった医療及びケアを目指す。また、行政、地域とのタイアップを図り、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションと組み合わせて地域の要支援及び要介護老人の在宅支援サービスを行う。

(3) 施設の職員体制

〔介護老人保健施設、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション〕

職 種	定員	職 務 内 容
管 理 者	1	施設長、業務の統括
医 師	1.1	利用者の医療、健康管理、保健衛生指導
事 務 長	1	施設の運営管理全般に関すること
看 護 職 員	13	利用者の施設療養、看護、介護及び保健衛生管理
介 護 職 員	28	
支 援 相 談 員	3	利用者及び家族の施設療養上の相談、生活・行動プログラム作成
理学・作業・言語療法士	5	利用者の機能障害の回復に従事
管 理 栄 養 士	2	利用者の栄養管理、計量及び給食記録
介護支援専門員	2	利用者の個々の状況、生活環境等に応じた介護サービス計画作成
薬 剤 師	0.37	利用者の薬事管理
事 務 員	2	事務長の補佐、庶務会計に関すること
調 理 員	0	利用者の給食調理に関すること。

※ 管理者と医師を兼務することがある。

※ 調理員は業務委託。

※ 介護・看護職員は24時間体制（交代勤務）。

7:00～15:30、9:00～17:30、12:00～20:30、17:00～9:30

(4) 入所定員等 定員 110 名 ((介護予防) 短期入所療養介護含む)

療養室 個室: 22 室 2 人室: 16 室 4 人室: 14 室

(5) 通所定員 35 名

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3 利用料金

別途資料 (介護老人保健施設三滝ひまわり利用料金表) をご覧ください。

毎月 10 日前後に、前月分の請求書をお送り又はお渡ししますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い方法は、口座振替でお願いしております。毎月 10 日前後に、前月分の請求書をお送りします。その月の 26 日 (土、日、祝日及び銀行非営業日は翌営業日となります。) に預金口座より引き落としさせていただきます。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

名 称 広島記念病院

所在地 広島市中区本川町 1-4-3

・協力歯科医療機関

名 称 広島記念病院

所在地 広島市中区本川町 1-4-3

名 称 角田歯科医院

所在地 広島市西区三篠町 2-5-10

名 称 ファースト訪問歯科

所在地 広島市安佐南区祇園 4-8-4

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会: 面会時間 8:30~20:30
- ・外出・外泊: 施設長 (医師) の許可が必要ですので、前もって詰所へお知らせ下さい。
- ・入所中、外泊時等の施設外での受診: 入所中、外出・外泊時に他の病院 (診療所) を受診することは原則としてできません。担当医師が必要と認めた場合のみ病院 (診療所) を紹介します。その場合は医師からの紹介状を用意いたしますので前もってご相談下さい。なお、無断で受診されますと自費となりますので気をつけて下さい。

6 非常災害対策

この施設の火災その他、非常事故を未然に防止し、万一災害が発生した場合、施設の被害を最小限度にするため、「医療法人みやうち防災規定」を定める。

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、次の行為を禁止します。

- ① 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害すること
- ② 指定した場所以外で火気を用いること。
- ③ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

ホームページ (<http://www.miyauchi.or.jp/~mitaki/index.html>)

(第三者評価の実施)

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】